

# 入札説明書類

件名：国立健康・栄養研究所移転に伴う開所式運営業務委託一式

令和4年11月

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

①入札説明書 . . . . . 1部

②仕様書 . . . . . 1部

③契約書(案) . . . . . 1部

①～③：応札にあつては、内容を熟知すること。

④質疑書 . . . . . 1部

⑤ご担当者連絡先 . . . . . 1部

④～⑤：期限(令和4年12月16日)までにメールにて提出すること。

また、④質疑書は質疑の有無に関わらず提出すること。

⑥競争参加資格確認関係書類 . . . . . 1部

⑦誓約書 . . . . . 2種

⑧保険料納付に係る申立書 . . . . . 1部

⑨適合証明書及び仕様書7. 受託者の要件(1)～  
(2)を満たすことを証明する書類 . . . . . 1部

⑥～⑧：期限(令和4年12月23日)までに提出すること。

⑩入札書 . . . . . 1部

⑩：1回目の応札は契約権限を有する代表者が行うこと。

また、提出期限(令和4年12月27日)を厳守すること。

⑪入札書等記載要領 . . . . . 1部

⑫入札辞退届 . . . . . 1部

⑫：応札しない場合、令和4年12月27日までに提出すること。

⑬委任状 . . . . . 1部

⑭年間委任状 . . . . . 1部

⑬～⑭：内容を熟知し、該当する場合は、

開札当日(令和4年12月28日)、開札会場へ持参すること。

# 入札説明書

「国立健康・栄養研究所移転に伴う開所式運營業務委託一式」にかかわる入札公告（令和4年11月29日付）に基づく入札等については、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所会計規程（17規程第7号）（以下「会計規程」という。）及び国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所契約事務取扱要領（17要領第8号）（以下「契約事務取扱要領」という。）に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

## 1 契約担当者

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 理事長 中村 祐輔

## 2 委託業務内容

(1) 契約件名 国立健康・栄養研究所移転に伴う開所式運營業務委託一式

(2) 仕様等 詳細は別添「仕様書」のとおり。

(3) 契約期間 自：契約締結日 至：令和5年3月31日

(4) 納入場所 大阪府摂津市千里丘新町3-17 健都イノベーションパークNKビル  
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 国立健康・栄養研究所

### (5) 入札方法

入札金額については、総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とする。入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

### (6) 入札保証金及び契約保証金

全額免除

## 3 競争参加資格

(1) 契約事務取扱要領第4条及び第5条の規定に該当しない者であること。

(2) 令和4・5・6年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」で「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている者であること。

(3) 当該役務物品を確実に納入できると認められる体制等を有している者であること。

(4) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。

(5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。

(6) その他契約事務取扱要領第3条の規定に基づき、契約担当役が定める資格を有する者であること。

(7) 公益法人においては、「政府関連公益法人の徹底的な見直しについて」（平成21年12月25日閣議決定）の内容について問題がない者であること。

(8) 暴力団が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者に該当しないこと。

(9) 法人格を持つ事業体であること。さらに、消費税及び地方消費税並びに法人税について、

納付期限を過ぎた未納税額がないこと。

- (10) 「個人情報保護に関する法律」(平成15年法律第57号)を遵守し、個人情報の適切な管理能力を有している事業者であること。
- (11) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間(⑤及び⑥については2保険年度)の保険料について滞納がないこと。
- ①厚生年金保険 ②健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの) ③船員保険 ④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険
- 注) 各保険料の内⑤及び⑥については、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあつては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあつては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない(分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。)こと。
- (12) 本件受託に関する確実な履行体制が確保出来ていることを確認するため、事業責任者、現場責任者、担当者等を記載した履行体制表及び作業スケジュール案を作成し、提出すること。
- (13) 5年以内に、公的団体又は企業等における本件と同種の記念式典等の運営事業を受託した業績があること(応札者の直接契約または応札者と資本において親子関係のあるグループ企業での直接契約実績のみ有効とし、代理店や販売店、他の協力業者での契約実績は無効とする。)

#### 4 入札説明会及び現地確認の実施

- (1) 開催日時 12月14日(水) 11時00分
- (2) 開催場所 大阪府摂津市千里丘新町3-17 健都イノベーションパークNKビル  
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 国立健康・栄養研究所
- (3) 参加の可否 入札説明会への参加は必須とする。
- (4) 参加の登録 事前登録は必要。  
入札説明会参加希望の旨を次のアドレスへ送信すること。  
送信アドレス：[ei-ken-kai-kei@ni-bi-oh.n.go.jp](mailto:ei-ken-kai-kei@ni-bi-oh.n.go.jp)

#### 5 提出書類等

- (1) 質疑書・ご担当者連絡先  
令和4年12月16日(金)17時00分までにメールにて提出すること。また、質疑書は質疑の有無にかかわらず提出すること。  
提出先メールアドレス 総務部健栄研会計課 [ei-ken-kai-kei@ni-bi-oh.n.go.jp](mailto:ei-ken-kai-kei@ni-bi-oh.n.go.jp)
- (2) 競争参加資格確認書類等  
この一般競争に参加を希望する者は、本入札説明書3の競争参加資格を有することを証明する書類等(※)を令和4年12月23日(金)17時00分までに下記7(1)の場所に提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、契約担当役等から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。
- (※)とは下記の書類である。
- ①資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し  
②会社概要

- ③公益法人については、3（7）を証明する書類
- ④誓約書（3（3）の誓約書及び3（8）の誓約書）
- ⑤保険料納付に係る申立書（3（11）の申立書）
- ⑥適合証明書及び仕様書7. 受託者の要件（1）～（2）を満たすことを証明する書類

（3）入札書

提出期限は令和4年12月27日（火）17時00分（郵送の場合も同様）  
詳細は下記6を参照。

（4）入札辞退届

応札しない場合、開札前日（令和4年12月27日）までに提出すること。

（5）委任状・年間委任状

該当する場合は、開札当日（令和4年12月28日）に開札会場へ持参すること。

6 入札書等の提出場所等

（1）入札書等の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒162-8636 東京都新宿区戸山1-23-1  
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 国立健康・栄養研究所  
総務部健栄研会計課  
電話：03-3203-5721

（2）入札書等の提出方法

- ①入札書は別紙入札書様式にて作成し、直接に提出する場合は封筒に入れ封印し、かつその封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和4年12月28日開札 国立健康・栄養研究所移転に伴う開所式運営業務委託一式 入札書在中」と記載しなければならない。
- ②郵便（書留郵便に限る。）により提出する場合は二重封筒とし、表封筒に「令和4年12月28日開札 国立健康・栄養研究所移転に伴う開所式運営業務委託一式 入札書在中」の旨記載し、中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を記載し、上記6の（1）宛に入札書の受領期限までに送付しなければならない。なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。
- ③入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。
- ④入札書の日付は、提出日を記入すること。

（3）入札の無効

次の各号の一に該当する場合は、入札を無効にする。

- ①本入札説明書に示した競争参加資格のない者
- ②入札条件に違反した者
- ③入札者に求められる義務を履行しなかった者
- ④入札書の金額が訂正してある場合
- ⑤入札書の記名又は押印が抜けている場合
- ⑥再度入札において、前回の最低金額を上回る金額で入札している場合

（4）入札の延期等

入札者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取りやめる

ことがある。

(5) 代理人による入札

- ① 代理人が入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印をしておくとともに、開札時まで代理委任状を提出しなければならない。
- ② 入札者又はその代理人は、本件業務委託に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

7 開札及び落札後の手続

(1) 開札の日時及び場所

令和4年12月28日(水) 10時30分  
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所  
国立健康・栄養研究所 会議室(管理棟)

(2) 開札

- ① 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- ② 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- ③ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示又は提出しなければならない。
- ④ 入札者又はその代理人は、契約担当役が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- ⑤ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。

(3) 落札者の決定方法

- ① 入札書が公告及び入札説明書に定められた条件を満たしている者。
- ② 会計規程第41条及び契約事務取扱要領第16条1項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内である者。
- ③ 入札金額が競争参加者の中で最低価格である者。
- ④ 当該内容を確実に実施し、契約書の内容を誠実に遵守することができると、契約担当役が認めた者。

(4) 落札条件に該当する者が複数するとき

前項に定められた落札の条件に該当する者が複数いるときは、直ちに該当する者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち、くじを引けない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

(5) 契約書の作成

- ① 契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。
- ② 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に契約担当役等が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

## 契 約 書 (案)

1. 件 名 国立健康・栄養研究所移転に伴う開所式運営業務委託一式
2. 履 行 場 所 大阪府摂津市千里丘新町3-17  
健都イノベーションパークNKビル  
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所  
国立健康・栄養研究所
3. 契 約 期 間 自 契約締結日  
至 令和5年3月31日
4. 契 約 金 額 総額 金 円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
5. 契 約 保 証 金 全額免除

契約担当役 国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所 理事長 中村 祐輔(以下「甲」という。 )と (以下「乙」という。 )とは「国立健康・栄養研究所移転に伴う執務室等設置の調整支援業務」について、下記の条項に基づき契約を締結する。

## 記

## (契約の範囲)

第1条 この契約の範囲は、別添仕様書に定める。

## (禁止又は制限される行為)

第2条 乙は、この契約により生ずる全ての権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は請け負わせたり、担保に供する等の処分行為をしてはならない。ただし、あらかじめ文書をもって甲の承認を得た場合には、この契約により生ずる権利又は義務の一部を第三者に請け負わせることができる。

## (契約の変更)

第3条 本契約書第1条に定める作業内容に異動を生ずる場合は、甲、乙協議の上、契約を変更することができる。

## (検査及び引渡し)

第4条 乙は、作業が終了したときは、その旨を書面により甲に通知しなければならない。  
2 甲は、前項の通知を受けたときは、その日から10日以内に検査を行い、検査に合格した後、乙から引渡しの申出があったときは、直ちにその引渡しを受けるものとする。  
3 前項の検査に合格しないときは、乙は、遅滞なく改善措置を施して甲の検査を受けなければならない。この場合において、前項の期間は、甲が乙から改善措置を終了した旨の通知を受けた日から起算するものとする。

## (代金の支払)

第5条 乙は、前条第2項の検査に合格したときは、甲に代金の支払を請求するものとする。

る。

2 甲は、乙から適法な請求書を受領した日から30日以内にその代金を支払わなければならない。

(支払遅延利息)

第6条 甲は、前条第2項に規定された期日までに甲の責により作業代金を支払わないときは、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条に定める率を乗じて得た金額を遅延利息として乙に支払うものとする。

(履行遅滞)

第7条 甲は、乙が履行期限内に成果物を提出しないときは、期限の翌日から起算した遅滞日数に応じその未納付分に相当する金額に対し年3.0パーセントの割合で計算した額を遅滞料として徴収するものとする。

(契約不適合責任)

第8条 甲は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、乙に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

一 履行の追完が不能であるとき。

二 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

四 前3号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(甲の解除権及び違約金)

第9条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

一 乙の責により第1条の義務を履行する見込みがないと認められたとき。

二 第2条の規定に違反したとき。

三 前条第1項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、正当な理由なく、履行の追完がなされないとき。

四 乙が、文書により契約の解除を申し出たとき。

2 甲が、前項各号により契約を解除するときは、乙は、契約残余期間分に相当する金額の100分の10を違約金として甲に支払わなければならない。

(乙の解除権)

第10条 乙は、甲がこの契約に定める義務に違反したことにより、契約の目的を達する見込みがないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(損害賠償)

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

一 この契約の成果物に契約不適合があるとき。



- 二 この契約に基づく作業中、乙の責により甲に損害を与えたとき。
- 2 前項の損害賠償金は、甲が算定する。

(危険負担)

第12条 甲乙双方の責に帰することができない事由により、契約の履行ができなくなった場合には、乙は当該契約を履行する義務を免れるものとし、甲は当該部分についての代金の支払義務を免れるものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第13条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
  - 二 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第14条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、請負（契約）金額（本契約締結後、請負（契約）金額の変更があった場合には、変更後の請負（契約）金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- 一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
  - 二 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
  - 三 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
  - 四 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。
- 3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(違約金に関する遅延利息)

第15条 乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(契約不適合責任期間等)

- 第16条 甲は、引渡された成果物に関し、第4条第2項の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から1年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。
- 2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、乙の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 3 甲が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を乙に通知した場合において、甲が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 4 甲は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 5 前各項の規定は、契約不適合が乙の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する乙の責任については、民法の定めるところによる。
- 6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 7 甲は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに乙に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、乙がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 8 引渡された成果物の契約不適合が、甲の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、甲は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、乙がその指示又は貸与品等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(属性要件に基づく契約解除)

- 第17条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

- 第18条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
- 一 暴力的な要求行為
- 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

四 偽計又は威力を用いて契約担当役の業務を妨害する行為

五 その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第19条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約しなければならない。

2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再委託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

(下請負契約等に関する契約解除)

第20条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

第21条 甲は、第17条、第18条及び第20条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第17条、第18条及び第20条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第22条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(守秘義務)

第23条 乙は、この契約に基づく業務中に知得した甲の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

(再委託)

第24条 乙は委託業務の全部を第三者に委託することができない。

2 乙は、再委託する場合には、様式1により甲に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託が50万円未満の場合は、この限りではない。

3 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者（以下「再委託者」という。）の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。

4 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について本委託契約書を準用して、再委託者と約定しなければならない。

(再委託先の変更)

第25条 乙は、再委託先を変更する場合、当該再委託が前条第2項ただし書に該当する

場合を除き、様式2の再委託に係る変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

(協議)

第26条 この契約について、甲、乙間に問題又は疑義が生じた場合は、必要に応じて甲、乙協議の上、解決するものとする。

(裁判管轄)

第27条 この契約に関する訴えは、大阪地方裁判所の管轄に属するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和4年 月 日

(甲) 大阪府茨木市彩都あさぎ7丁目6番8号  
契約担当役  
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所  
理事長 中村 祐輔

(乙)

様式 1

令和 年 月 日

契約担当役  
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所  
理事長 中村 祐輔 殿

名称  
代表者氏名

印

再委託に係る承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 委託する相手方の商号又は名称及び住所
2. 委託する相手方の業務の範囲
3. 委託を行う合理的理由
4. 委託する相手方が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

様式 2

令和 年 月 日

契約担当役  
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所  
理事長 中村 祐輔 殿

名称  
代表者氏名

印

再委託に係る変更承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所
2. 変更後の事業者の業務の範囲
3. 変更する理由
4. 変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

**国立健康・栄養研究所移転に伴う**

**開所式運営業務委託一式**

**仕様書**

令和4年11月

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

## 1. 件名

国立健康・栄養研究所移転に伴う開所式運営業務委託一式

## 2. 業務目的

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所国立健康・栄養研究所（以下「健栄研」という。）は、大阪府摂津市の健都に移転する。この大きな節目にあたり、関係者等を招いての記念式典等（国立研究開発法人国立循環器病研究センター講堂（大阪府吹田市岸部新町6番1号）で行う記念式典及び健栄研（大阪府摂津市千里丘新町3-17健都イノベーションパークNKビル）で行う内覧式。（以下「開所式」という。）を実施することを目的とする。

## 3. 概要

受託者は、国立健康・栄養研究所移転に伴う開所式等運営業務委託一式（以下「本事業」という。）の事務局として、主催者たる健栄研を支援して、開所式の実施に向けた企画、準備及び施行を行う。

なお、事務打合せ等の実施は、健栄研（大阪府摂津市千里丘新町3-17健都イノベーションパークNKビル）において行うものとする。

## 4. 契約期間

契約締結の日から令和5年3月31日（金）までとする。

## 5. 本事業の内容

### （1）開催日及び開催場所

ア 開催日：令和5年3月26日（日）

イ 開催場所：

#### ・記念式典会場

大阪府吹田市岸部新町6番1号

国立研究開発法人国立循環器病研究センター講堂

#### ・控室

大阪府吹田市岸部新町6番1号

国立研究開発法人国立循環器病研究センター

三階の控室1、控室2、第1会議室、第2会議室、第3会議室

#### ・内覧会

大阪府摂津市千里丘新町3-17 健都イノベーションパークNKビル

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 国立健康・栄養研究所

なお、国立循環器病研究センター（以下、「施設運営者」という。）の会場借料は、健栄研より直接支払うものとする。

### （2）内容

別紙に沿った開所式とすること。



### (3) 事前準備

以下に掲げる事前準備を行う。

#### ア 案内状

- ・ 開催日の2か月前頃を目途に、健栄研より提示する文案による案内状を作成の上、送付先リストにより、開所式の招待者（200人程度を予定）へ郵送する。

なお、招待者は調整中のため、送付先リストの確定版は落札後に提示する。

また、案内状は出欠にかかる回答（「記念式典のみ参加」「内覧会のみ参加」「記念式典・内覧会両方とも参加」がわかるようにする。）が可能なように往復はがきを用いて作成し、案内状送付者にかかる出欠の回答を取りまとめのうえ、健栄研に提供する。

#### イ プラカード及び看板等の製作

- ・ JR岸辺駅改札口付近にて、会場まで案内するための案内者が使用するプラカードである。

なお、プラカードは手持ちサイズ（A4又はA3）とすること。

- ・ 記念式典会場に掲示する看板等の製作（舞台の上方、建物出入口（1F）及び記念式典会場入口（3F）の看板は必須。その他受付の表示等）を行う。

この際、健栄研が想定する看板のサイズ及び配置場所並びに会場の見取り図は別添1のとおりとするので、これを参考として、受託者にて必要とするサイズ配置場所を健栄研担当者及び施設運営者と調整すること。

#### ウ 挨拶用演台等

講堂にある挨拶用演台及び概要説明時に使用する演台について、これに付いている国立循環器病研究センターのマークを紅白幕又は落ち着いた色調の布等で、マークだけ隠すのではなく、演台の周囲を囲い、隠すこと。（演台の大きさは別添2）

#### エ テープカット

舞台上でのテープカットを行う際、8名から10名程度でテープカットできる記念式典にふさわしいテープと必要な物品（はさみ、手袋等）を準備すること。

#### オ 花台、花瓶、記念式典用の花

舞台上に、花台、花瓶及び記念式典用の花を配置すること。なお、舞台上に置く挨拶用の演台（別添2参照）の高さと釣り合う大きさとすること。

#### カ 開所式の進行表、ロジブック等

開所式開催当日におけるスタッフ用の準備進行表、ロジブックを作成し、事前に健栄研と打合せを行うこと。

#### キ 給仕

開所式当日の控室での給仕対応に必要なポット、湯飲み、グラス、急須、茶葉等を準備すること。なお、部屋数は3部屋とし、各部屋1名ずつ対応者を用意すること。

#### ク 受託者で準備する機器等

上記のほか、開所式当日に会場備え付けのスクリーンに映像を投影するためのPCを準備すること。

(5) 開所式前日の会場設営、当日の運営、撤収等

以下に掲げる業務を行う。

ア 前日（25日）の会場設営

(ア) 開所式前日（25日）の15:00～17:00を目途として、講堂における設営及び照明、音響設備等の確認等を行い、健栄研担当者の確認を得ること。

この際、建物の付随する機材のほか、受託者が持込した機材についても調整・確認を行うこと。

(イ) 200名の招待者を想定しており、施設に付随する座席（自動展開）のほか、100席程度の椅子（会場内の脇に設置済）を受託者が前方に設置する。また、座席図は健栄研より別途提示する。

イ 当日（26日）の控室準備、式典運営人員の配置、会場撤収作業等

(ア) 開所式当日（26日）9:00からの業務

控室の会場準備、給仕の準備、誘導員担当分担及び配置場所の最終確認を行う。

(イ) 開所式当日に必要な人員

必要な人員は別紙3のとおり。この人員は、出席者の受付及び案内、会場の座席等準備及び配置、司会進行、テープカットの実行、照明・音響・機材等の調整など、実施に関わる一切を行う。

この際、司会者については、記念式典の司会進行をした実績のある者とする。

(ウ) JR岸辺駅からの徒歩での招待者

岸辺駅開札口付近、岸辺駅からの通路階段、構内車道に誘導員を配置すること。

(エ) 車での招待者

建物入口、駐車場入口、来賓の車の待機場所（1F車寄せ）、駐車場内に誘導員を配置すること。なお、駐車場入口は2箇所あることに留意すること。

(オ) 受付対応

4箇所以上で受付ができるよう人員を確保するとともに、来賓用の受付において、来賓用（30名程度）の胸章を準備し、付けるよう促すこと。

(カ) 施設内における案内看板の掲示

記念式典開催中は、施設内における案内看板の掲示が行われるようにすること。

(キ) 記念式典終了後、内覧式会場までの移動

記念式典終了後、招待者を記念式典会場から内覧式会場まで移動させるため、別途健栄研で手配するマイクロバスに乗車するように案内する案内人を、1グループにつき1名配置すること。

(ク) 内覧式終了後、JR岸辺駅までの移動

内覧式会場までの案内と同様にすること。

(ケ) 会場撤収

記念式典の会場及び控室は、18時までに撤収を完了し、健栄研の確認を得ること。

(6) 開所式当日の写真撮影及び映像撮影

健栄研の資料とするため、開所式の様子を、写真撮影及び映像撮影の上健栄研に提出すること。事前の設営から、記念式典、内覧式及び撤収までを記録として残すものとし、写真は100枚以上、映像は、何をしている場面かわかるよう、最終的にはテロップを挿入すること。

## 6. 成果物

### (1) 成果物

以下の内容を網羅した業務完了報告書（1部）を提出すること。

なお、各データについては、DVD-R等の電子媒体（1部）にて提出すること。

- ・ 5.（3）アにより作成する出欠の回答一覧
- ・ 5.（3）イにより作成する看板等（電子データ）
- ・ 5.（3）カにより作成する準備進行表、ロジブック（電子データ）
- ・ 5.（6）により撮影する写真データ、映像データ

### (2) 提出期限

令和5年3月31日

### (3) 提出場所

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 国立健康・栄養研究所

総務部健栄研会計課

大阪府摂津市千里丘新町3-17 健都イノベーションパークNKビル 3F

## 7. 受託者に求める条件

- (1) 本件受託に関する確実な履行体制が確保出来ていることを確認するため、事業責任者、現場責任者、担当者等を記載した履行体制表及び作業スケジュール案を作成し、提出すること。
- (2) 5年以内に、公的団体又は企業等における本件と同種の記念式典等の運営事業を受託した業績があること（応札者の直接契約または応札者と資本において親子関係のあるグループ企業での直接契約実績のみ有効とし、代理店や販売店、他の協力業者での契約実績は無効とする。）。

## 8. 作業における留意事項

- (1) 本事業の実施においては、事業の企画、スケジュールの進行管理、調整など、企画立案・進行管理等を行うこと。開催準備及び記念式典等においては、必要なスタッフの人員を確保の上、対応等を担うこと。
- (2) 本業務の落札決定後は、作業員名簿のほか本業務に携わる担当者の氏名・職位・業務分担等の必要事項を速やかに当所へ提出すること。また緊急時に備え、緊急連絡先を提出すること。
- (3) 作業スケジュールにつき、提出後に業務スケジュールや作業責任者・担当者に変更が生じた場合は、速やかに変更後の内容を提出すること。
- (4) 作業責任者においては、本業務を行う者に対し、秘密の保持を厳守させ、作業が円滑に遂行されるよう管理監督を行うとともに、業務遂行等の管理に万全を期さなければならない。また、作業責任者は、業務の進捗状況について健栄研から照会があった場合は、遅滞なく

これを報告する。

- (5) 本業務にかかる重要な打ち合わせ等を実施する場合は、原則健栄研にて行う（会場等関係者との打合せ除く）。
- (6) 本業務にかかる事務または事業の全部を一括して第三者に再委託をしてはならない。  
また、本業務における総合的な企画および判断ならびに主要な業務遂行管理部分については、受託者以外の第三者へ再委託することを禁止する。
- (7) 本業務の一部を第三者に再委託をする場合は、必ず事前に再委託する業務の範囲、再委託先等を健栄研に対し書面にて報告、協議を行ったうえ、承認を得なければならない。
- (8) 受託者は、本業務において知り得た個人情報及び企業情報を、健栄研の承認無しに第三者へ伝えてはならない。また、個人情報が記された資料を、事業実施以外の目的で複写又は複製してはならない。なお、作業の必要上、複写又は複製した場合は、本事業終了後、適切な方法で破棄しなければならない。
- (9) 個人情報等の漏洩等問題となる事案が発生した場合には、速やかに経緯及び被害状況等について健栄研に報告するとともに、健栄研の指示に基づき、被害の拡大の防止及び復旧等のために必要な措置を講ずること。
- (10) 本作業により生じた最終成果物及び中間成果物などの一切の成果物の知的財産権（著作権法第27条及び第28条に定められた権利を含む。）は全て健栄研に帰属するものとする。
- (11) 本事業の遂行上、仕様書に疑義が生じた場合または委細のない事項が生じた場合は、受託者は健栄研と速やかに協議し、その指示に従うものとする。

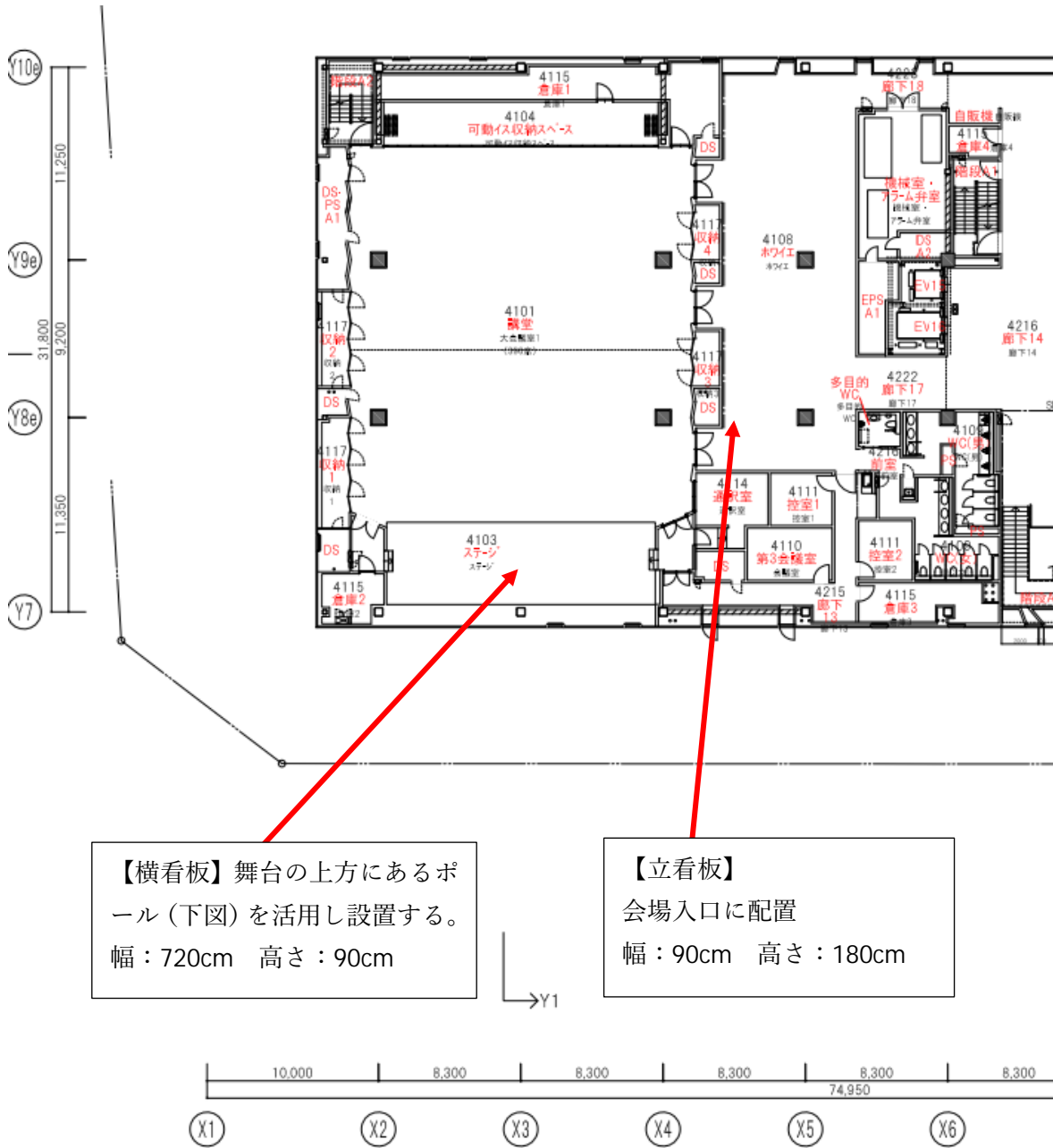
国立健康・栄養研究所の健都移転の開所式及び内覧会について

1. 日時、場所 令和5年3月26日(日) 13:30～16:30
  - ・式典：国立循環器病研究センター講堂
  - ・内覧会：国立健康・栄養研究所(健都イノベーションパークNKビル)
  
2. 式典次第 13:30～15:00(受付：12:30～)
  - (1) 開会・・・司会(1分)
  - (2) 理事長挨拶・・・中村理事長(5分)
  - (3) 来賓祝辞(各3分程度)
    - 厚生労働大臣(5分)
    - 地元選出国會議員(5分)
    - 大阪府知事(5分)
    - 吹田市長(5分)
    - 摂津市長(5分)
    - 日本栄養士会会長(5分)
    - 健康体力づくり事業財団理事長(5分)
  - (4) 来賓紹介及び祝電の紹介(3件程度)(15分)
  - (5) 研究所概要説明・・・津金所長(15分) ※PC、スクリーン使用
  - (6) テープカット(壇上)(5分)
    - ※写真撮影
    - 理事長、津金理事、近藤所長、厚労省、地元選出国會議員、大阪府知事、吹田市長、摂津市長 以上8名
  - (7) 閉会・・・司会(1分)

内覧会参加者はマイクロバスで、国立循環器病研究センターから健都イノベーションパークNKビルへ移動
  
3. 内覧会 15:30～16:30
  - (1) 内覧会の説明(班別、案内順等)
  - (2) 内覧 健栄研職員を配置し説明

終了後、希望者はマイクロバスで健都イノベーションパークNKビルからJR岸辺駅へ送迎

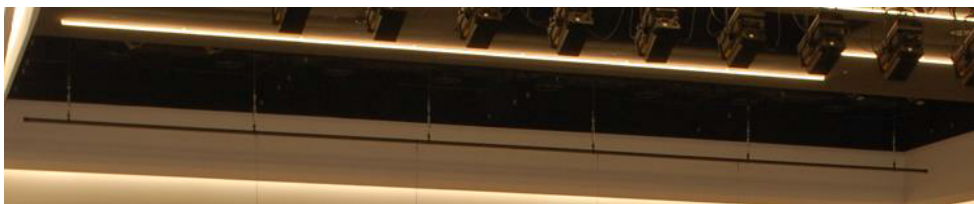
【3階見取り図】



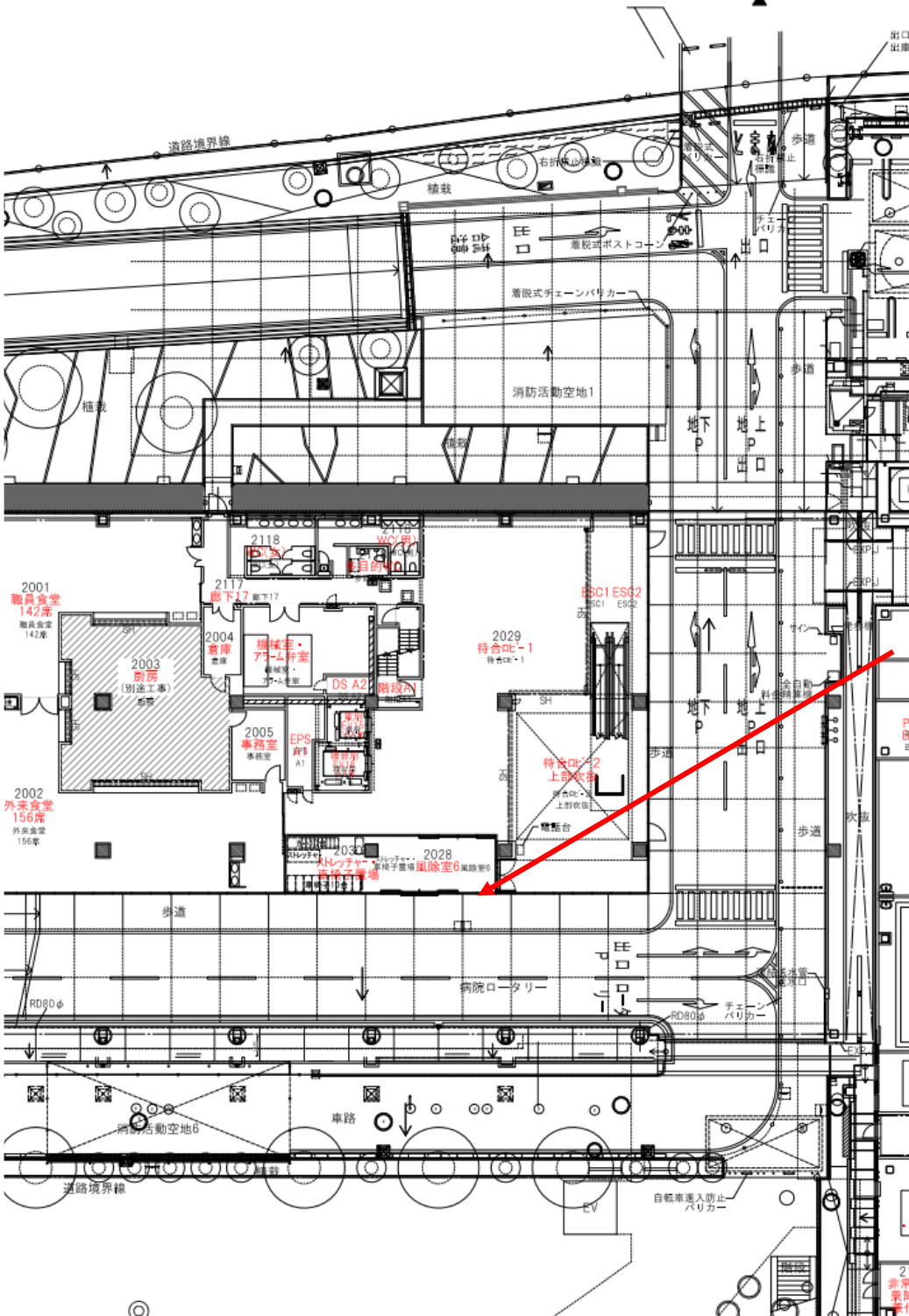
【横看板】舞台の上方にあるポール（下図）を活用し設置する。  
幅：720cm 高さ：90cm

【立看板】会場入口に配置  
幅：90cm 高さ：180cm

※ポール



# 【1階見取り図】



**【立看板】**  
 1 F の建物入口に配置。  
 開催場所：3 F 講堂を追記  
 幅：90cm 高さ：180cm

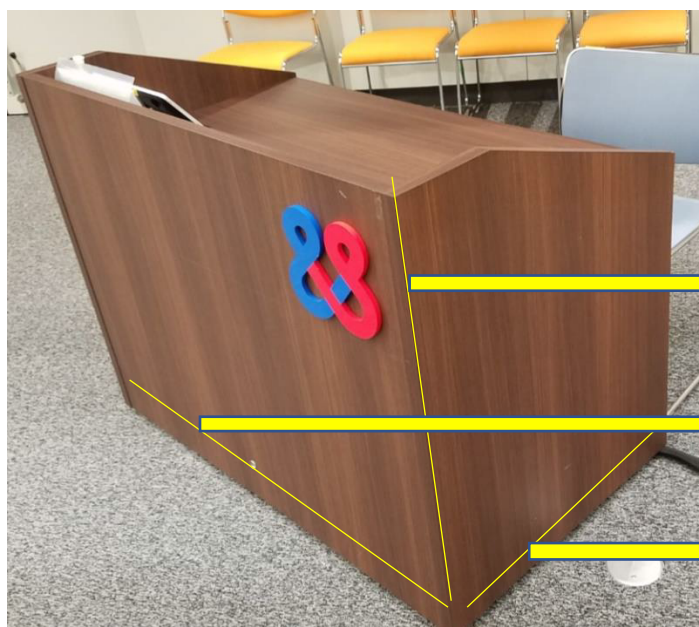


挨拶用演台

高さ：105cm

幅：90cm

奥行：55cm



概要説明用演台

高さ：88cm

幅：120cm

奥行：70cm



### 必要な人員について

想定される当日必要な人員は以下の通り。延べ人数としては36名となる。  
案内係等の腕章をつけるようにすること。一部についてはプラカードを準備すること。

#### 1. 招待者の会場までの案内

##### (1) 岸辺駅から徒歩で来る者 3名

- ア 岸辺駅改札口1名（プラカードを持つ）
- イ 岸辺駅からの通路階段1名
- ウ 構内車道に1名

##### (2) 車で来る者 6名

- ア 建物入口1名
- イ 駐車場入口2名（2カ所あるため）
- ウ 来賓の車の待機場所（1F車寄せ）1名
- エ 駐車場内誘導2名（駐車場所の指定のみで、車の誘導は行わない）

#### 2. 入場の受付・誘導 10名

##### (1) 受付4名（役所関係1名、民間関係2名、報道関係1名）

なお、受付にはイレギュラー対応のため、健栄研職員も立会いする。

##### (2) 会場への誘導4名（受付後誘導1名、会場入口2名、報道関係1名）

##### (3) 来賓控室への誘導2名

#### 3. 会場内誘導 3名（誘導2名、報道関係者スペースへの誘導1名）

#### 4. 司会者 1名

#### 5. 給仕 3名

#### 6. 内覧会会場及び岸辺駅までの送り

ア 内覧会は、招待者200名を10組のグループに分けて、順々に内覧を実施する。

イ 10名（各グループにつき1名、説明者の誘導の補助）

## 適合証明書

件名：国立健康・栄養研究所移転に伴う開所式運営業務委託一式
社名：
部署名及び担当者氏名：
電話番号：
メールアドレス：

番号	仕様書の要件	補足事項	証明内容	適合
1	本件受託に関する確実な履行体制が確保出来ていることを確認するため、事業責任者、現場責任者、担当者等を記載した履行体制表及び作業スケジュール案を作成し、提出すること。	事業責任者、現場責任者、担当者等を記載した履行体制表及び作業スケジュール案を記載した書類を添付すること。		
2	5年以内に、公的団体又は企業等における本件と同種の記念式典等の運営事業を受託した業績があること。	受託した運営事業の件名、内容を記載した書類を添付すること。		

- ・証明内容の欄には添付する資料の内容を記載すること
- ・適合の欄は当所側で記入するため、空欄とすること

- ③上記②の場合において契約担当役等が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- ④契約担当役等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

# 質 疑 書

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔 殿

住 所

氏 名(社名)

件 名 : 国立健康・栄養研究所移転に伴う開所式運営業務委託一式

上記件名の調達にかかる質疑事項を下記のとおり提出します。

質 疑 事 項

質疑書については、質疑の有無にかかわらず、「ご担当者連絡先」と併せて下記期限までにメールにてご提出ください。

提出期限：令和4年12月16日（金）17時00分

提出先メールアドレス： 総務部健栄研会計課 ei ken-kai kei @ni bi ohn. go. jp

## ご担当者連絡先

件名：国立健康・栄養研究所移転に伴う開所式運営業務委託一式

所属部署	
担当者名	
電話番号	
メールアドレス	

質疑書と併せて、下記期限までにメールにてご提出ください。

提出期限：令和4年12月16日（金）17時00分

提出先メールアドレス：総務部健栄研会計課 ei ken-kai kei @ni bi ohn. go. jp

# 競争参加資格確認関係書類

- 1 厚生労働省大臣官房会計課長から通知された等級決定通知書の写
- 2 誓約書（2種類）
- 3 保険料納付に係る申立書
- 4 その他参考資料  
会社履歴書等
- 5 適合証明書及び仕様書 7. 受託者の要件（1）～（2）を満たすことを証明する書類
- 6 提出部数 各1部
- 7 提出期限 令和4年12月23日（金）17時00分まで

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔 殿

## 誓 約 書

弊社は、「国立健康・栄養研究所移転に伴う開所式運営業務委託一式」の入札において、弊社が落札致した場合には、仕様書に示された仕様を満たすことを確約致します。

住 所

商号又は名称

及び代表者氏名

④

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所  
理事長 中村 祐輔 殿

誓 約 書

弊社は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、弊社が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、弊社の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当役等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

住 所

商号又は名称

及び代表者氏名

印



(別紙様式)

## 保険料納付に係る申立書

当社は、直近2年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。

なお、この申立書に虚偽内容が認められたときは、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

また、当該保険料の納付事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

令和\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日

(住所)

\_\_\_\_\_

(名称)

\_\_\_\_\_

(代表者)

\_\_\_\_\_ 印

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所  
理事長 中村 祐輔 殿

# 入札書

件名 国立健康・栄養研究所移転に伴う開所式運營業務委託一式

金 \_\_\_\_\_ 円也

札説明書に定める各事項を承諾のうえ、上記の金額をもって入札します。

令和 年 月 日

(競争参加者)

住 所

称号又は名称

代表者職氏名

印

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所  
理事長 中村 祐輔 殿

記載要領

入 札 書

1. 入 札 件 名           ○○○○○○○○○

2. 入 札 金 額       ¥ \_\_\_\_\_

入札説明書に定める各事項を承諾のうえ、上記の金額をもって入札  
します。

令和    年    月    日

(競争参加者)

住 所    【記載要領】(2)及び  
          (3)の「例」参照

氏 名

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔 殿

【 記 載 要 領 】

- (1) 競争参加者の氏名欄は、法人の場合はその名称又は商号及び代表者の氏名を記載すること。
- (2) 第1回目の入札書は、契約権限を有する代表者本人又は契約権限を年間委任された代理人の氏名、印にて作成すること。

「例1:契約権限を有する代表者本人の場合」

(競争参加者)

住 所 東京都〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 株式会社 □□□□

代表取締役 △△ △△ 印

「例2:契約権限を年間委任された代理人の場合」

(競争参加者)

住 所 東京都〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 株式会社 □□□□

代表取締役 △△ △△

代理人

住 所 大阪市〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 株式会社 □□□□ 大阪支店

大阪支店長 △△ △△ 印

- (3) 第2回目以降代理人(復代理人)が入札する場合は、入札書に競争参加者の所在地、名称及び代表者氏名と代理人(復代理人)であることの表示並びに当該代理人(復代理人)の氏名を記入して押印すること。

「例1:契約権限を有する代表者本人の代理人の場合」			
(競争参加者)			
住 所	大阪市〇〇〇〇〇〇〇〇		
氏 名	株式会社 □□□□ 大阪支店		
	代表取締役 △△ △△		
代 理 人	〇〇 〇〇 印		
「例2:契約権限を年間委任された代理人が代理を選任した場合」			
(競争参加者)			
住 所	東京都〇〇〇〇〇〇〇〇		
氏 名	株式会社 □□□□		
	代表取締役 △△ △△		
復代理人	〇〇 〇〇 印		

- (4) 記載文の訂正部分は、必ず訂正印を押印すること。
- (5) 落札決定にあたっては、入札書に記入された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか非課税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。
- (6) 工事、製造、役務、複数の物品等については、入札金額の積算内訳を入札書に添付すること。

# 封筒記載例（入札書のみ入れて下さい）

（表面）

令和〇〇年〇月〇〇日 開札

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 入札書在中

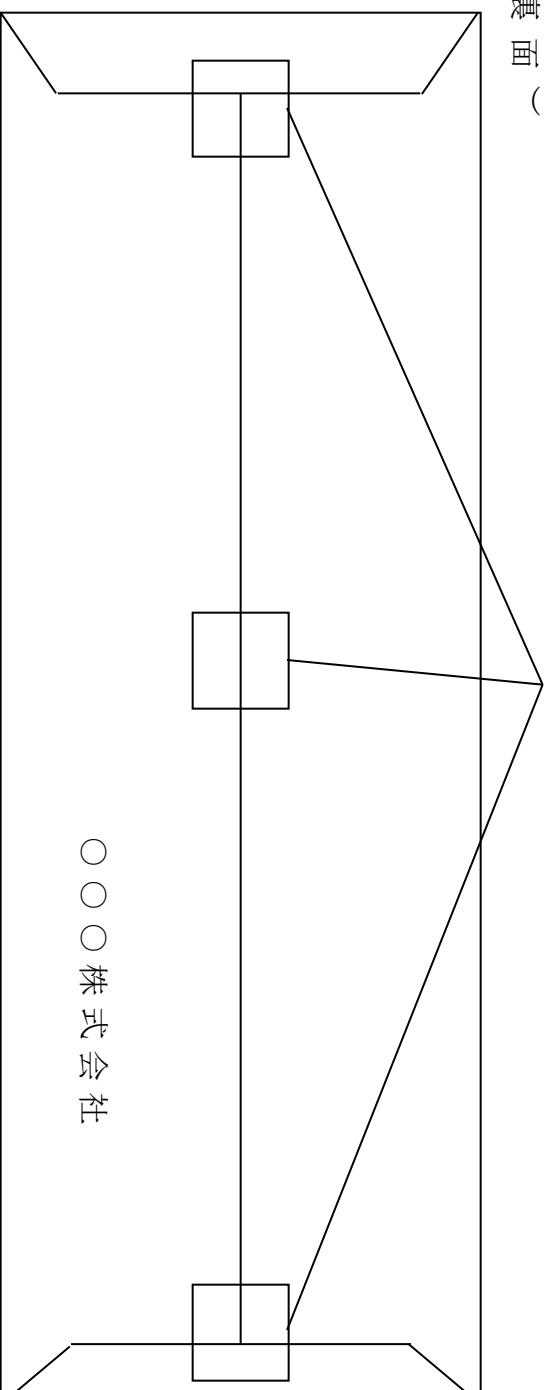
契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所  
理事長 中村 祐輔 殿

※氏名（法人の場合はその名称又は商号）を記入すること。

御社代表者印（3ヶ所）

（裏面）



# 入札辞退届

件名：国立健康・栄養研究所移転に伴う開所式運営業務委託一式

上記の入札件名について、都合により辞退します。

令和 年 月 日

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所  
理事長 中村 祐輔 殿

入札者

住所

氏名(社名)

# 委任状

私は、  
を代理人と定め、下記のとおり委任いたします。

## 記

### 委任事項

令和5年1月10日開札 件名「国立健康・栄養研究所移転に伴う開所式運営業務委託一式」の競争入札に関する開札日における一切の権限を委任いたします。

代理人

氏名

印

令和 年 月 日

委任者

住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔 殿



# 年間委任状

私は、下記受任者を代理人と定め令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間における 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 との下記事項に関する権限を委任します。

## 記

1. 見積、入札及び契約の締結に関する事。 (契約の変更、解除に関する事を含む)
2. 契約物件の納入及び取下げに関する事。
3. 契約代金の請求及び受領に関する事。
4. 復代理人を選任すること。
5. 共同企業体の結成及び結成後の共同企業体に関する上記各項の権限。  
【工事契約以外の場合を除く】  
(ただし、3については、上記期間満了日の翌々月末までとする。)

令和 年 月 日

## 契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所  
理事長 中村 祐輔 殿

## 委任者

本社・本店所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

## 受任者

支店等所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

(事務連絡)

件名：国立健康・栄養研究所移転に伴う開所式運営業務委託一式

## ご担当者連絡先及び質疑書について

「ご担当者連絡先」及び「質疑書」は、期日までに下記メールアドレス宛てに電子媒体（電子文書ファイル）で提出をお願いいたします。

〒162-8636

東京都新宿区戸山1-23-1

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

国立健康・栄養研究所 総務部健栄研会計課

提出先メールアドレス [ei-ken-kai-kei@nibiohn.go.jp](mailto:ei-ken-kai-kei@nibiohn.go.jp)

## 期限について

ご担当者連絡先・質疑書 : 令和4年12月16日（金）17時00分まで  
競争参加資格確認関係書類 : 令和4年12月23日（金）17時00分まで  
入札書 : 令和4年12月27日（火）17時00分まで  
開札日の日時 : 令和4年12月28日（水）10時30分

## 入札参加改善に向けたアンケート

案件名	国立健康・栄養研究所移転に伴う開所式運営業務委託一式
公告種別	一般競争入札
すべての事業者様にお伺いいたします。 該当箇所に <input checked="" type="checkbox"/> をお願いいたします。	(質問)入札公告日又は説明会の日から入札書・提案書等の提出期限までは適切でしたか <input type="checkbox"/> 1 特に問題はなかった <input type="checkbox"/> 2 期間が短かった (具体的な必要期間: _____ )
参加(応募)頂けない事業者様の理由をお聞かせください。 該当箇所に <input checked="" type="checkbox"/> をお願いいたします。	<input type="checkbox"/> 1 競争参加資格の等級が、自社の参加資格と一致していなかった。 <input type="checkbox"/> 2 説明書をもても業務内容、業務量、求められる成果物、審査基準が分かりにくく、判断できなかった。 <input type="checkbox"/> 3 業務内容に一部扱えない業務があった。 (具体的業務: _____ ) <input type="checkbox"/> 4 参加しても価格の優位性がなく受注見込みがないと判断した。 <input type="checkbox"/> 5 求められる業務実績の要件が厳しかった。 (厳しいと考えられた業務実績: _____ ) <input type="checkbox"/> 6 業務の履行期間が短く、期日までに成果物を納品できない可能性があった。 <input type="checkbox"/> 7 業務内容が多岐にわたるため、必要な技術者・要員を確保するには時間が不足している。又は発注ロットが大きすぎて、必要な人員等を確保できないと判断した。 <input type="checkbox"/> 8 入札公告(公示)又は説明会の日から入札書・提案書等の提出期限までの期間が短かった。 <input type="checkbox"/> 9 その他:自由記載 ( _____ )
補足 【すべての事業者様・自由回答】	仕様書等に改善すべき点があれば教えてください。
ご意見・ご要望 【すべての事業者様・自由回答】	
事業者名(任意)	
ご担当者(任意)	
ご連絡先(任意)	

ご協力頂きましてありがとうございます。

国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所 総務部会計課